

# 参 考 資 料

令和元年 6 月

市 議 会 定 例 会

# 目 次

	内 容	頁
議案第 35 号関係	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	1
議案第 36 号関係	寝屋川市長の給料等の特例に関する条例の制定	3
議案第 37 号関係	寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	4
議案第 38 号関係	寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正	5
議案第 39 号関係	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	7
議案第 40 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部改正	9
議案第 41 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定	22

## 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

市長の附属機関として、「寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業者選定委員会」を設置するため、本条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として、次の委員会を設置する。

附属機関	担任事務
寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業者選定委員会	第四中学校区における小中一貫校の施設の整備（設計を含む。）に係る事業者の選定についての審査に関する事務

#### (2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No.1

改正案		現行	
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
附属機関の属する執行機関 市長	附属機関の属する執行機関 市長	附属機関の属する執行機関 市長	附属機関の属する執行機関 市長
附属機関	附属機関	附属機関	附属機関
担任事務	担任事務	担任事務	担任事務
寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 シテイプロモーション 推進委員会	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 シテイプロモーション 推進委員会	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 シテイプロモーション 推進委員会	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 シテイプロモーション 推進委員会
寝屋川市第四中学校 校区小中一貫校施設 整備事業者選定 委員会	第四中学校区における 小中一貫校の施設 の整備（設計を含む。）に 係る事業者の選定 についての審査に 関する事務	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 小学校就学前教育 支援プログラム審 議会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 小学校就学前教育 支援プログラム審 議会
教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 36 号関係)

## 寝屋川市長の給料等の特例に関する条例 の制定

### 1 制定理由

市長の給料(月額)について、3割を減額する特例を定めるため、本条例を制定する。

### 2 制定内容

#### (1) 給料等の特例(第2条関係)

当分の間、市長に対し現にその支給定日に支給する給料等(給料及び地域手当)に限り、当該給料月額について、『寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例』に定める額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

#### (2) 附則

施行期日 公布の日の属する月の翌月の初日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

## 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

### 1 制定理由

『児童福祉法』に基づき、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する。

### 2 制定内容

#### (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(第3条関係)

ア 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』(厚生労働省令)に定めるところによる。

イ 家庭的保育事業等においては、暴力団等とその運営に關与させてはならない。

#### (2) 附則

ア 施行期日 公布の日

イ 現行の『寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』は、廃止する。

#### 【備考】

現行の『寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容は、『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』(厚生労働省令)と同一であるところ、当該厚生労働省令の改正\*が行われた(それに伴い、現行の条例の改正が必要となる)ことを機に、本条例を制定する。

#### ※ 厚生労働省令の改正

保育所型事業所内保育事業を行う者のうち「恒常的に、満3歳以上の児童について保育を行う事業」を行う者については、連携施設(連携協力を行う保育所等の施設)の確保をしないことができることとする。

#### 〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

## 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に 関する条例の一部改正

### 1 改正理由

「ひとり親家庭の医療費の助成の対象者の認定」に関する所得制限に係る所得について規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 所得制限（第2条の2関係）

1月から9月まで(現行=6月まで)に新たに当該助成を受けようとする者  
にあつては、前々年の所得を基に、所得制限に関する規定を適用することと  
する。

〔「児童扶養手当の受給資格の認定」に関する所得制限に準じた取扱いを行う。〕

#### (2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(所得制限) 第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としな<del>い</del>。 (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から9月までに新たにこの条例の適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、当該ひとり親等に係る次に掲げる者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 ア～ウ（略） (2) (略) 2～4（略） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(所得制限) 第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としな<del>い</del>。 (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から6月までに新たにこの条例の適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、当該ひとり親等に係る次に掲げる者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 ア～ウ（略） (2) (略) 2～4（略）</p>



(議案第 39 号関係)

## 寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

### 1 改正理由

保険料の納期前の納付に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 普通徴収に係る保険料の納期前の納付（第 21 条の 2 関係）

普通徴収に係る保険料の納付義務者は、到来した納期に係る保険料を納付する場合には、当該納期の後の納期に係る保険料を併せて納付することができることとする。

#### (2) 附則

施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

# 寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、<u>第22条</u>の規定により保険料の賦課額の算定を行ったとき、その他必要があると認めるときは、別に普通徴収に係る保険料の納期及び各納期の納付額を定めることができる。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期前の納付)</p> <p><u>第21条の2</u> 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、保険料決定通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料を併せて納付することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、<u>次条</u>の規定により保険料の賦課額の算定を行ったとき、その他必要があると認めるときは、別に普通徴収に係る保険料の納期及び各納期の納付額を定めることができる。</p>

## 寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷 地区地区計画の区域内における建築物等 に関する条例等の一部改正

### 1 改正理由

『建築基準法』及び『建築基準法施行令』等の改正に伴い、これらの法令の引用条項等に関する規定の整理を行うため、本条例等の一部を改正する。

### 2 改正内容

(1) 次に掲げる条例について、それぞれの条例の規定中、『建築基準法』及び『建築基準法施行令』並びに『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』の引用条項等を改める。

ア 寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

イ 寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

ウ 寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋南地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

エ 寝屋川市における東部大阪都市計画幸町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

オ 寝屋川市における東部大阪都市計画河北西町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

カ 寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

キ 寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

ク 寝屋川市における東部大阪都市計画打上新町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

ケ 寝屋川市における東部大阪都市計画小路地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

コ 寝屋川市における東部大阪都市計画讃良東町北地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

サ 寝屋川市における東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画の区域内における建築物に関する条例

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部改正

No. 1

## 1 寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(適用区域等)            第2条 この条例の適用を受ける区域は、<u>都市計画の変更について(平成31年寝屋川市告示第79号)</u>による宇谷地区地区計画の区域（以下「宇谷地区」という。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)            第5条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(適用区域等)            第2条 この条例の適用を受ける区域は、<u>東部大阪都市計画地区計画の決定(平成23年寝屋川市告示第53号)</u>による宇谷地区地区計画の区域（以下「宇谷地区」という。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)            第5条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正案		現行	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
ア	イ	ア	イ
(1)~(12) (略)	(1)・(2) (略)	(1)~(12) (略)	(1)・(2) (略)
(13) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物		(13) 法別表第2(五)項第2号に掲げる建築物	

2 寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例(第2条関係)

改正案		現行	
(既存の建築物等に対する制限の緩和) 第8条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。 (1)~(3) (略) (4) 用途の変更(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。		(既存の建築物等に対する制限の緩和) 第8条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。 (1)~(3) (略) (4) 用途の変更(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。	
2~5 (略)		2~5 (略)	

3 寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋南地区区計画の区域内における建築物等に関する条例（第3条関係）

改正案	現行								
<p>(適用区域等)            第2条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の変更について（平成31年寝屋川市告示第78号）による寝屋南地区区計画の区域（以下「寝屋南地区」という。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)            第7条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。）            次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1108 1370 2040"> <tr> <td data-bbox="1173 1870 1220 2040">ア</td> <td data-bbox="1173 1108 1220 1870">(1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1870 1370 2040">(7)</td> <td data-bbox="1220 1108 1370 1870">法別表第2(4)項第2号に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」とい</td> </tr> </table>	ア	(1)～(6) (略)	(7)	法別表第2(4)項第2号に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」とい	<p>(適用区域等)            第2条 この条例の適用を受ける区域は、東部大阪都市計画地区区計画の変更（平成23年寝屋川市告示第52号）による寝屋南地区区計画の区域（以下「寝屋南地区」という。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)            第7条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。）            次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 172 1370 1108"> <tr> <td data-bbox="1173 929 1220 1108">ア</td> <td data-bbox="1173 172 1220 929">(1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 929 1370 1108">(7)</td> <td data-bbox="1220 172 1370 929">法別表第2(4)項第2号に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」とい</td> </tr> </table>	ア	(1)～(6) (略)	(7)	法別表第2(4)項第2号に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」とい
ア	(1)～(6) (略)								
(7)	法別表第2(4)項第2号に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」とい								
ア	(1)～(6) (略)								
(7)	法別表第2(4)項第2号に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」とい								

改正案		現行	
	う。)第2条第1項第5号に掲げる建築物を除く。)		う。)第2条第1項第8号に掲げる建築物を除く。)
イ	(8) (略) (1)~(6) (略) (7) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物(風営法第2条第1項第5号に掲げる建築物を除く。) (8) (略) (9) 法別表第2(ロ)項に掲げる建築物(工場のうち、製造及び修繕、加工の用途に供する工場以外のものを除く。)	イ	(1)~(6) (略) (7) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物(風営法第2条第1項第8号に掲げる建築物を除く。) (8) (略) (9) 法別表第2(ロ)項に掲げる建築物(工場のうち、製造及び修繕、加工の用途に供する工場以外のものを除く。)
ウ	(1)~(4) (略) (5) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物(風営法第2条第1項第5号に掲げる建築物を除く。) (6) (略) (7) 法別表第2(ロ)項に掲げる建築物(工場のうち、製造及び修繕、加工の用途に供する工場以外のものを除く。)	ウ	(1)~(4) (略) (5) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物(風営法第2条第1項第8号に掲げる建築物を除く。) (6) (略) (7) 法別表第2(ロ)項に掲げる建築物(工場のうち、製造及び修繕、加工の用途に供する工場以外のものを除く。)
エ~キ	(略)	エ~キ	(略)



4 寝屋川市における東部大阪都市計画幸町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（第4条関係）

改正案	現行
<p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)            第7条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をすることは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。            (1)～(3) (略)            (4) 用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内のもものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。            2～4 (略)</p>	<p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)            第7条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をすることは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。            (1)～(3) (略)            (4) 用途の変更（令第137条の18第2項に規定する範囲内のもものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。            2～4 (略)</p>

5 寝屋川市における東部大阪都市計画河北西町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（第5条関係）

改正案	現行
<p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)            第7条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をすることは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。            (1)～(3) (略)</p>	<p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)            第7条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をすることは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。            (1)～(3) (略)</p>

改正案	現行
<p>(4) 用途の変更(令第137条の19第2項に規定する範囲内 のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。 2～4(略)</p>	<p>(4) 用途の変更(令第137条の18第2項に規定する範囲内 のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。 2～4(略)</p>

6 寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例(第6条関係)

改正案		現行	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
ア	イ	ア	イ
(1)～(12)(略)	(1)～(9)(略)	(1)～(12)(略)	(1)～(9)(略)
<p>(13) ガソリンスタンド(当該建築物において貯蔵し、又は処理する危険物の数量が法第48条第10項本文、法別表第2(ロ)項第4号及び令第130条の9の規定により商業地域内の建築物について定められた上限の数量を超えない場合に限る。)</p> <p>(14)・(15)(略)</p>	<p>(10) ガソリンスタンド(当該建築物において貯蔵し、又は処理する危険物の数量が法第48条第10項本文、法別表第2(ロ)項第4号及び令第130条の9の規定により商業地域内の建築物について定められた上限の数量を超えない場合に限る。)</p> <p>(11)・(12)(略)</p>	<p>(13) ガソリンスタンド(当該建築物において貯蔵し、又は処理する危険物の数量が法第48条第9項本文、法別表第2(ロ)項第4号及び令第130条の9の規定により商業地域内の建築物について定められた上限の数量を超えない場合に限る。)</p> <p>(14)・(15)(略)</p>	<p>(10) ガソリンスタンド(当該建築物において貯蔵し、又は処理する危険物の数量が法第48条第9項本文、法別表第2(ロ)項第4号及び令第130条の9の規定により商業地域内の建築物について定められた上限の数量を超えない場合に限る。)</p> <p>(11)・(12)(略)</p>

7 寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例 (第7条関係)

改正案	現行
<p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)                      第5条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。                      (1)~(3) (略)                      (4) 用途の変更 (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。                      2 (略)</p>	<p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)                      第5条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。                      (1)~(3) (略)                      (4) 用途の変更 (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。                      2 (略)</p>

8 寝屋川市における東部大阪都市計画打上新町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例 (第8条関係)

改正案	現行
<p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)                      第6条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。                      2 (略)</p>	<p>(既存の建築物等に対する制限の緩和)                      第6条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。                      2 (略)</p>

改正案	現行
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内 のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（令第137条の18第2項に規定する範囲内 のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2～4 (略)</p>

9 寝屋川市における東部大阪都市計画小路地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（第9条関係）

改正案	現行
<p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の変更につ いて（平成31年寝屋川市告示第80号）による小 路地区地区計画の区域（以下「小路地区」という。）とする。 （既存の建築物等に対する制限の緩和）</p> <p>第7条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を 受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において 増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号 及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しな い。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338 号）第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。 次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、東部大阪都市計画地 区計画の決定（平成26年寝屋川市告示第228号）による小 路地区地区計画の区域（以下「小路地区」という。）とする。 （既存の建築物等に対する制限の緩和）</p> <p>第7条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を 受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において 増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号 及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しな い。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338 号）第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。 次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正案		現行	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
ア	イ	ア	イ
ウ	ウ	ウ	ウ
(1)~(3) (略) (4) 法別表第2(ウ)項第2号に掲げるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下この表において「風営法」という。)第5号に該当する営業に係るものを除く。) (9)・(10) (略) (11) 法別表第2(ウ)項に掲げるもの(工場については、製造、修繕又は加工の用途に供するものに限る。)	(1)~(7) (略) (8) 法別表第2(ウ)項第2号に掲げるもの(風営法第2条第1項第5号に該当する営業に係るものを除く。) (9)・(10) (略) (11) 法別表第2(ウ)項に掲げるもの(工場については、製造、修繕又は加工の用途に供するものに限る。)	(1)~(3) (略) (4) 法別表第2(ウ)項第2号に掲げるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下この表において「風営法」という。)第2条第1項第8号に該当する営業に係るものを除く。) (5) (略) (6) 法別表第2(ウ)項第2号及び第3号に掲げるもの	(1)~(6) (略)

10 寝屋川市における東部大阪都市計画讚良東町北地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（第10条関係）

改正案		現行	
<p>(適用区域) 第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の変更について（平成31年寝屋川市告示第81号）による讚良東町北地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」とする。）とする。 別表（第4条関係）</p>		<p>(適用区域) 第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の決定について（平成28年寝屋川市告示第64号）による讚良東町北地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」とする。）とする。 別表（第4条関係）</p>	
ア	イ	ア	イ
(1)～(19) (略)	(1)～(9) (略)	(1)～(19) (略)	(1)～(9) (略)
ウ	ウ	ウ	ウ
(1)・(2) (略) (3) 工場（法別表第2(6)項に定めるものを除く。） (4)～(8) (略)	(1)・(2) (略) (3) 工場（法別表第2(6)項に定めるものを除く。） (4)～(8) (略)	(1)・(2) (略) (3) 工場（法別表第2(6)項に定めるものを除く。） (4)～(8) (略)	(1)・(2) (略) (3) 工場（法別表第2(6)項に定めるものを除く。） (4)～(8) (略)

11 寝屋川市における東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画の区域内における建築物に関する条例（第11条関係）

改正案		現行	
<p>(適用区域) 第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の変更について（平成31年寝屋川市告示第82号）による対馬江大利線沿道地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」とする。）</p>		<p>(適用区域) 第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の決定について（平成29年寝屋川市告示第55号）による対馬江大利線沿道地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」とする。）</p>	

改正案		現行	
別表 (第4条関係)		別表 (第4条関係)	
ア	イ	ア	イ
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略) (6) 法別表第2(ロ)項第3号 に掲げる建築物	(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略) (6) 法別表第2(ロ)項第3号 に掲げる建築物

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定

### 1 制定理由

太秦桜が丘地区において、『都市計画法』に基づき地区計画を定めたところ、『建築基準法』に基づき、当該地区計画で定めた一定の事項について、条例上の制限として定めるため、本条例を制定する。

### 2 主な制定内容

#### (1) 適用区域（第3条関係）

本条例の適用を受ける区域は、太秦桜が丘地区地区計画の区域とする。

#### (2) 建築物の用途に関する制限（第4条関係）

地区計画の区域には、物品販売業を営む所定の床面積の店舗又は飲食店、集会所又は集会場など以外の建築物を建築してはならない。

#### (3) 建築物の容積率の最高限度（第5条関係）

建築物の容積率は、10分の20以下でなければならない。

#### (4) 建築物の建ぺい率の最高限度（第6条関係）

建築物（巡査派出所等、所定の建築物を除く。）の建ぺい率は、10分の6以下でなければならない。

#### (5) 建築物の各部分の高さの最高限度（第7条関係）

建築物の各部分の高さは、15メートルを超えてはならない。

#### (6) 壁面の位置に関する制限（第8条関係）

建築物の壁又はこれに代わる柱等の面から道路の境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。

#### (7) 建築物の敷地面積に関する制限（第9条関係）

建築物の敷地面積は、原則として、500平方メートル以上でなければならない。



(8) 既存の建築物に対する制限の緩和（第 10 条関係）

既存の建築物に関し、増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合における、(2)の「建築物の用途に関する制限」、(3)の「建築物の容積率の最高限度」、(5)の「建築物の各部分の高さの最高限度」及び(6)の「壁面の位置に関する制限」の一定の緩和について定めることとする。

(9) 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置（第 11 条関係）

建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について(2)から(7)までを適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について(2)から(7)までを適用しない。

(10) 公益上必要な建築物等の特例（第 12 条関係）

市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの等については、(2)及び(5)から(7)までは適用しない。

（当該許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会への意見の聴取等を行わなければならない。）

(11) 罰則（第 13 条関係）

(2)から(7)までに違反した場合における当該建築物の建築主等は、20 万円以下の罰金に処する。

(12) 委任（第 14 条関係）

本条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

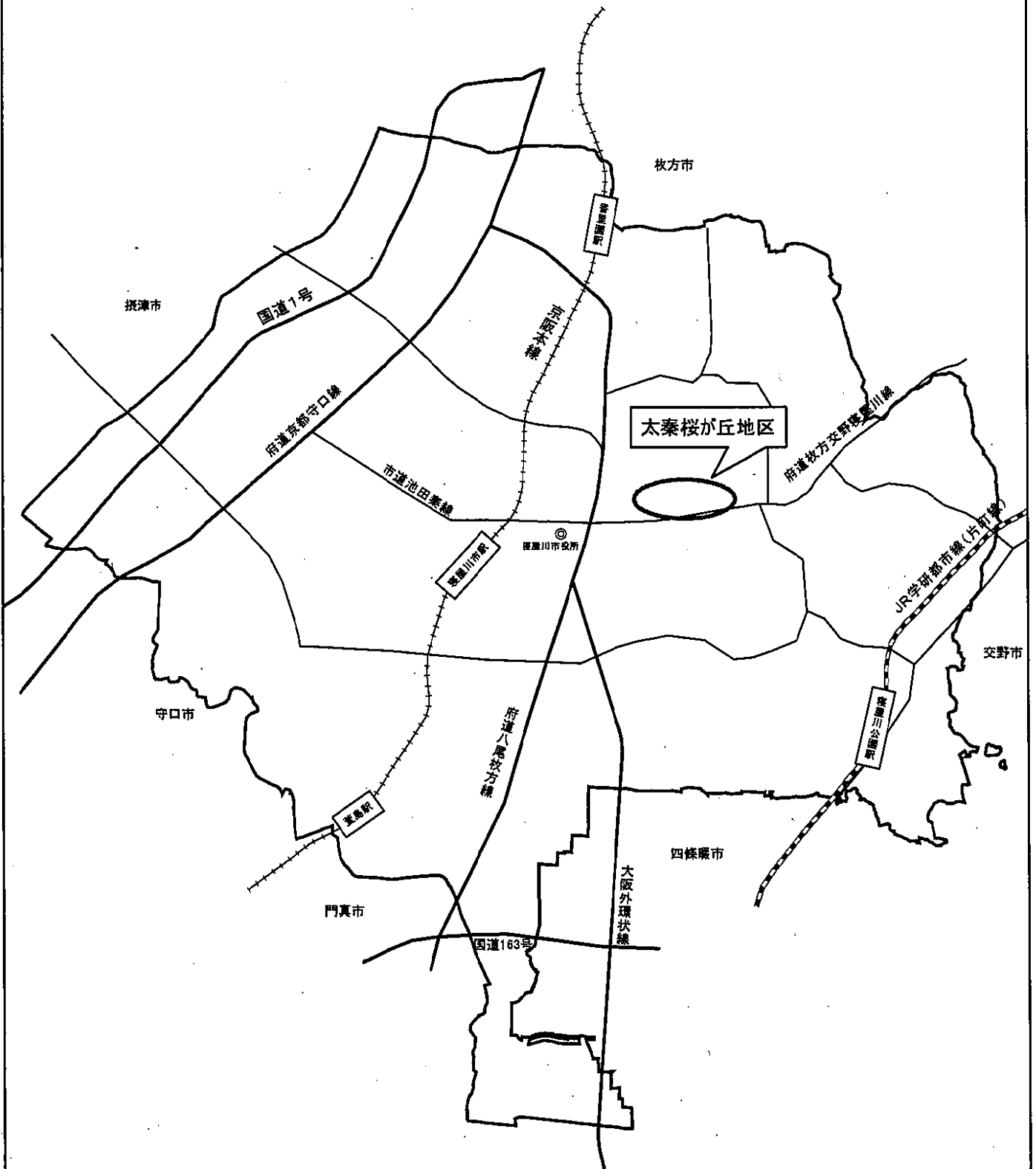
(13) 附則

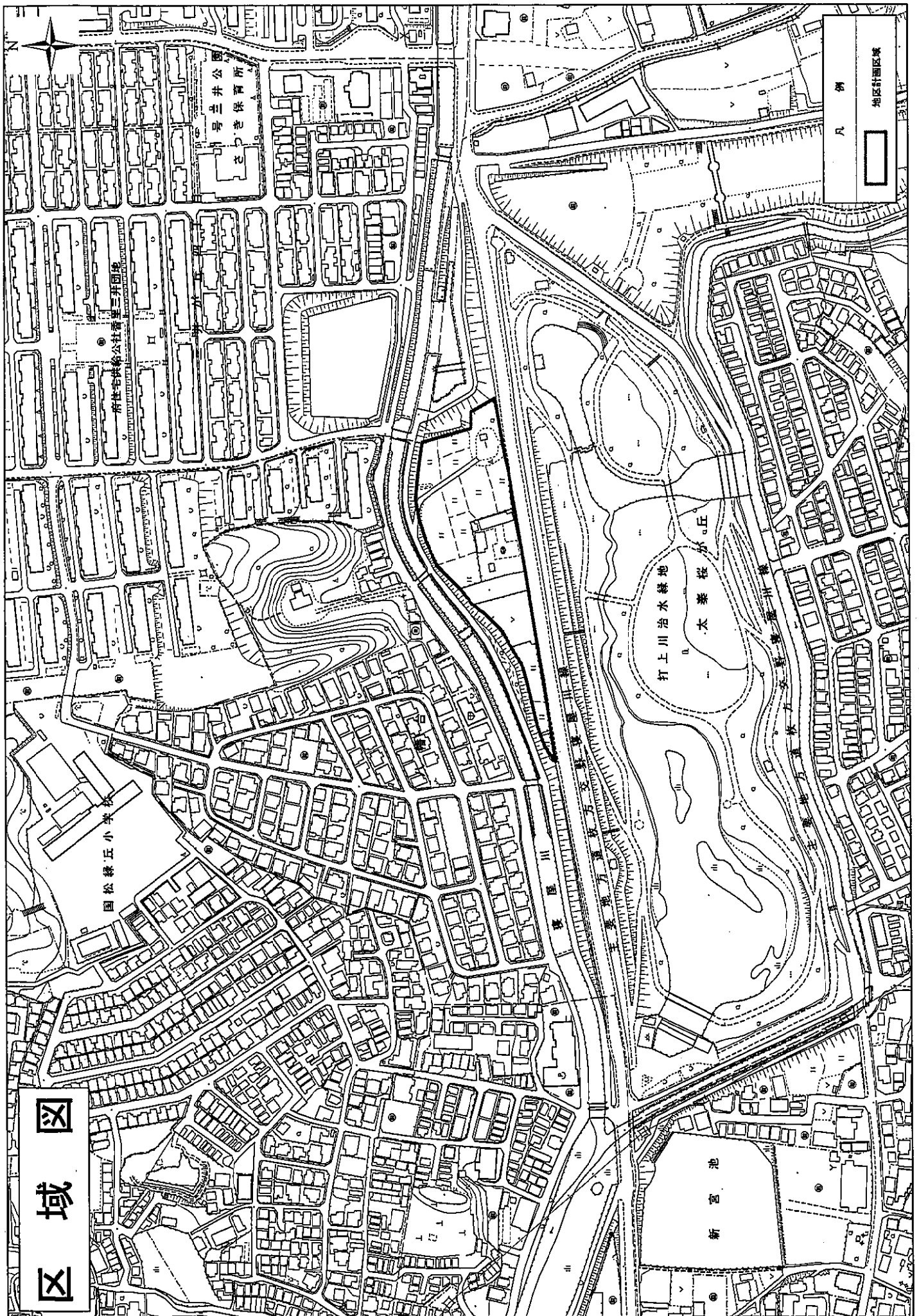
施行期日 令和元年 7 月 16 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

# 位置図





区域図

凡例  
地区計画区域